株式会社ファンドクリエーショングループ　定款

第１章　総　　則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社ファンドクリエーショングループと称し、英文では、Fund Creation Group Co.,Ltd.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

１．国内外の会社への出資又は株式を取得、保有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理
２．金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介及び代理
３．不動産、不動産証券化商品、債権、有価証券、金融資産に関する調査及び企画、投資並びにコンサルティング業務
４．不動産の売買、賃貸、管理、仲介、斡旋、鑑定及びこれらの代理並びにコンサルティング業務
５．不動産投資顧問業登録規程に定める不動産投資顧問業
６．金融商品取引法に規定する金融商品取引業
７．企業価値の評価、資産運用・管理、経営及び財務に関するコンサルティング業務
８．不動産特定共同事業法に基づく事業
９．投資信託及び投資法人に関する法律に基づく投資法人資産運用業務及び投資信託委託業務並びに投資法人の設立企画人としての業務
10．有価証券の保有並びに運用、投資、売買
11．貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業
12．企業間の提携及び合併に関する仲介並びにコンサルティング業務
13．他の会社に対する投融資又は会社の発起人になること
14．マーケティングリサーチ及び経営情報の調査、収集、提供及び広告、宣伝に関する企画、製作、代理、並びにこれらの販売及びコンサルティング業務
15．不動産・建設プロジェクトに関する調査、企画、設計、管理、事業計画の立案、事業運営に関するマネジメント及びこれらの請負、受託、コンサルティング業務
16．情報提供サービス並びに各種催事の企画及び運営
17．出版物の企画、発行及び販売
18．コンピューターのソフトウェアの開発、製作及び販売
19．上記前３号に関する著作権、出版権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権等の財産権の取得、譲渡、貸与及び管理業務
20．生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業
21．人事、財務経理、各種保険手続等の業務の請負事業
22．再生可能エネルギー等による発電事業及び電気の供給、販売等に関する事業
23．クラウドファンディング事業
24．有価証券並びに不動産等を電子記録移転有価証券表示権利等（セキュリティートークン）とするための証券化業務
25．電子記録移転有価証券表示権利等（セキュリティートークン）を活用した資金調達業務、資金決済業、資金流通業務
26．コンピューターネットワークを利用した商取引業務、決済処理業務及びその受託並びに代行業務

27．総合リース業並びにその用品の保守管 理及びその業務に関する仲介並びにコンサルティング
28．ホテル、旅館及びその他宿泊所の経営
29．ホテル、旅館及びその他宿泊所の運営管理に関するコンサルティング業務並びに運営に関する業務の受託
30．前各号に付帯、関連する一切の業務
2　当会社は、前項各号の事業を営むことができる。

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機関の設置）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
１．取締役会
２．監査等委員会
３．会計監査人

（公告の方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、116,000,000株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（株主名簿管理人）
第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）
第10条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集）

第11条　当会社の定時株主総会は、毎年２月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

２　当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

（定時株主総会の基準日）

第12条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年11月30日とする。

（招集権者及び議長）

第13条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（議決権の代理行使）

第14条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　前項の株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（決議方法）

第15条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第309条第２項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議事録）

第16条　株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

（電子提供措置等）

第17条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、８名以内とする。

２　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。

（取締役の選任方法）

第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

４　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第21条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から、代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長１名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第24条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２　取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合において、当該事項の議決に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第25条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）

第26条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規則）

第27条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（報酬等）

第28条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

（取締役の責任の免除）

第29条　当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の規定する責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議により、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第１項の賠償責任を法令の定める限度額まで限定する契約を締結することができる。

第５章　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第30条　監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第31条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第32条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

（監査等委員会規則）

第33条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任方法）
第34条　会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

（会計監査人の任期）
第35条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第36条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第７章　計　　算

（事業年度）
第37条　当会社の事業年度は、毎年12月１日から翌年11月30日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第38条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）
第39条　当会社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。
２　当会社の中間配当の基準日は、毎年５月31日とする。
３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第40条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

平成20年２月25日変更

平成24年２月28日変更

平成25年２月26日変更

平成26年２月27日変更

令和３年２月25日変更

令和４年２月25日変更

令和７年２月27日変更